

平成 30 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞 受賞候補者の推薦について

平成 30 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰について、文部科学省研究振興局長から受賞候補者の推薦依頼がありました。貴社・貴所属・貴団体関係先に該当される方がいましたら、「科学技術分野の文部科学大臣表彰推薦事務要領」により「候補者調査書」等を作成し、平成 29 年 9 月 1 日（金曜日）までに下記あてに提出してください。

なお、同要領につきましては、文部科学省ホームページに掲載しておりますのでご覧下さい。

表彰対象（概要）

鉱工、農林、水産、運輸、通信、建設、保健衛生、電力ガス等の業務に従事する勤労者のうち、工場等における職長以下の工員、農林水産業従事者、医療補助者、研究所における研究補助員、技能職員及びこれと同程度の者であって、優れた創意工夫によって各職域における技術の改善向上に貢献した者。

- 1 創意工夫の内容については、候補者の職域における創意工夫（発明・考案に限らず、広く技術などの改良・改善を含む）によって、例えば飛躍的な作業能率の向上、製品の品質の向上、コストの大幅な削減、未利用資源の活用、作物の増収、品種改良、傷害防止、公害、災害の防止など職域での技術等の改善向上に貢献した社内表彰等の受賞歴を有するなど実績顕著なものとする。従って、単なる永年勤続者、精勤者等は対象とはならない。
- 2 年齢制限については原則として設けない。ただし、平成 30 年度 4 月 1 日現在で同一会社に継続して 5 年以上勤務していることを要する。
- 3 候補者の学歴については、原則として高等学校卒業以下を対象とする。ただし、短大、高等専門学校及び文化系の大学卒業者も対象とする。なお、就業中に夜間の大学（理工系）を卒業した者についても対象とする。
- 4 候補者は人格に著しい欠陥のない者であること。
- 5 異なった業績による場合であっても、5 年以内における同一人の重複した表彰は行わない（本年度は、平成 25 年度以降の当該表彰受賞者は対象とならない）。
- 6 原則として、1 業績 3 名以内（個人）とする。
- 7 候補者の職場における地位上の制限については、工場などにおける職長以下の工員、農業従事者、医療補助者、研究所における技能職員、及びこれと同程度の者までとする。

<提出（照会）先>

〒760-8570

高松市番町四丁目 1 番 10 号

香川県 商工労働部 産業政策課 企画・総務グループ

<平成 30 年度科学技術分野の文部科学大臣表彰受賞候補者の推薦について>

http://www.mext.go.jp/b_menu/boshu/detail/1386092.htm